

独立行政法人教員研修センターの 主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性

政策評価・独立行政法人評価委員会は、中期目標期間の終了時に主務大臣が独立行政法人の組織・業務全般の見直しの検討を行うに当たって、当該法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、必要な勧告を行うこととされています。

今回取りまとめたものは、この勧告に先立って、中期目標期間の開始年度の予算に見直しの内容を反映することができるよう、委員会による勧告の方向性を指摘するものです。

(参考1) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(抄)

(中期目標の期間の終了時の検討)

第35条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

3 審議会<注：政策評価・独立行政法人評価委員会>は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

(参考2) 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて(平成15年8月1日閣議決定)(抄)

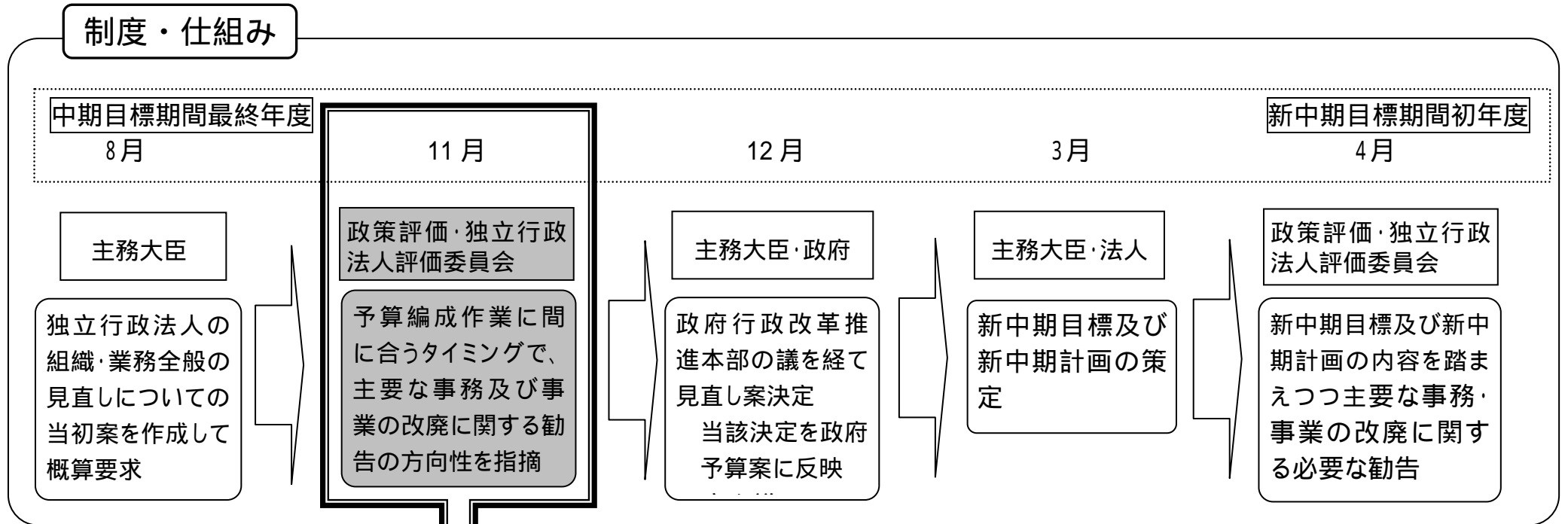
2 概算要求及び概算決定に向けた取組

審議会<注：政策評価・独立行政法人評価委員会>は、見直し内容が中期目標期間の開始年度に係る予算に反映できるよう早期に、具体的には当該独立行政法人に係る国の予算の編成作業に間に合うタイミングで、主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性等の指摘を行うものとする。

注は当省が追加した。

概 略

制度・仕組み



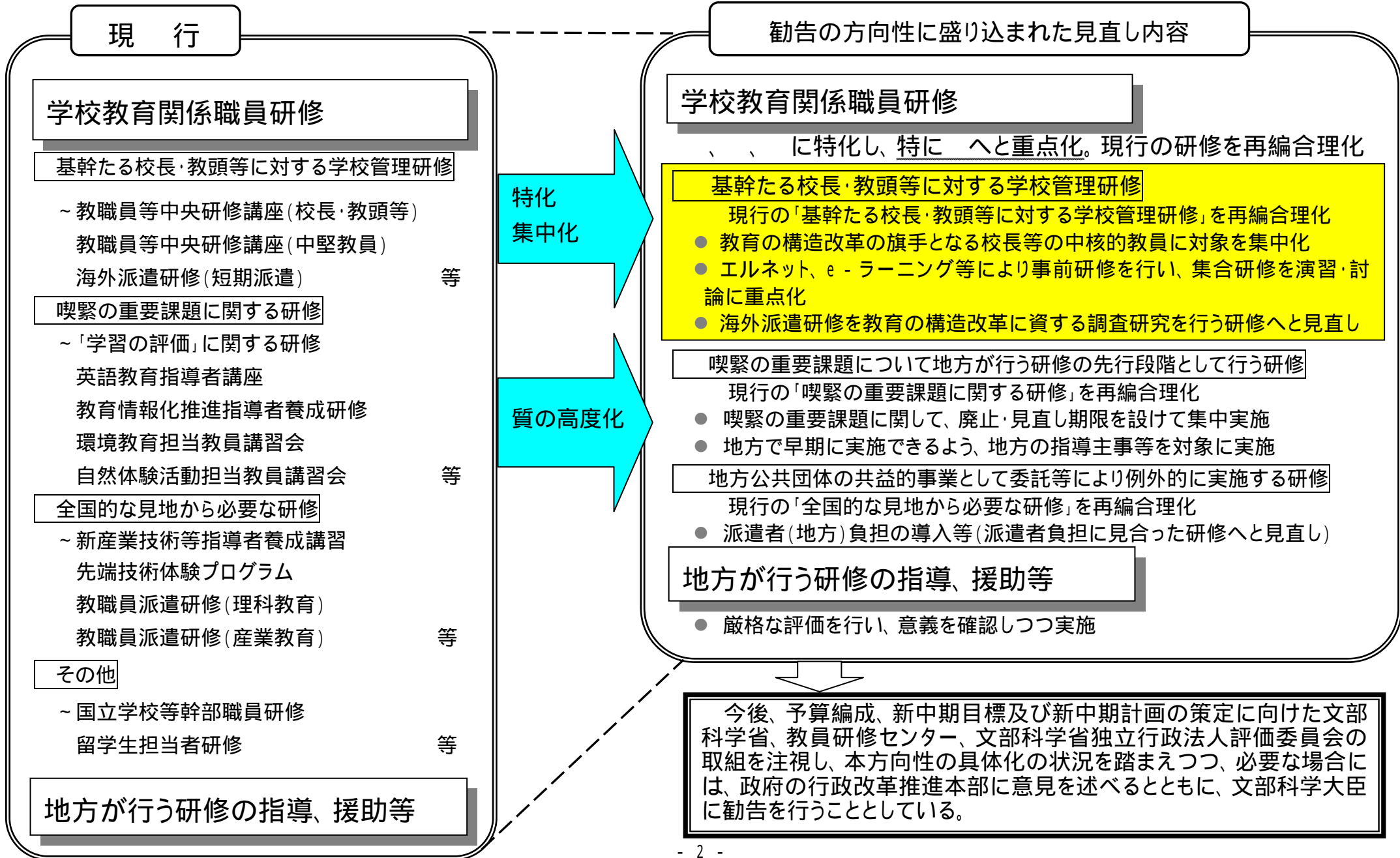
教員研修センターに関する 勧告の方向性の基本

教員研修センターについては、業務を取りまく環境の変化への迅速な対応を図るため、3年間という最短の中期目標期間が設定されており、本年度末に中期目標期間が終了する初の独立行政法人となる。政策評価・独立行政法人評価委員会としては、このような中期目標期間の設定の趣旨をも踏まえて業務全般について幅広く検討を行い、初の「主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」を文部科学大臣に通知(平成15年11月13日)

- < 研修テーマ > 国として真に実施すべき研修に特化(管理職学校管理研修、喫緊重要課題研修等)
- < 対象者 > 中核的教員、教育委員会の指導主事等に重点化
- < 手法 > エルネット、e-ラーニング等を活用した集合研修の短縮化・効率化等

(注) 1 エルネットとは、衛星通信を利用して、教育・文化・スポーツ・科学技術に関する情報を直接全国に発信する文部科学省の教育情報衛星通信ネットワークをいいます。
2 e-ラーニングとは、ITを利用した遠隔教育をいいます。

勧告の方向性の主な内容



< 参考 > 中期目標期間が終了する法人の当面の見通し

